

議場配付補足資料：なぜ災害弱者への支援が重要なのか

1. 発災直後における被害の集中

対象災害・項目	引用データ・実績内容	出典機関・公的資料・URL
新潟・福島豪雨 (2004年7月)	死亡した16人の約8割(13人)が70歳以上。犠牲が高齢者と障害者に集中。	国土交通省 北陸地方整備局等 防災・減災にいたったプロジェクト2024 https://www.hrr.mlit.go.jp/project2024/history/2004-1.html
主要被災三県沿岸部 (NHK取材 2011年)	岩手・宮城・福島沿岸部自治体調査。障害者(手帳保持者)の死亡率は全体の2倍以上。	NHK福祉ネットワーク取材班 「東日本大震災6か月 取り残される障害者」(DINF保管) https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n364/n364023.html
東日本大震災 (宮城県調査 2012年)	手帳を持っている障害者の死亡率は全体の死亡率の4.3倍。	内閣府 防災担当資料 災害時要援護者の避難支援検討会(第2回資料6-1) https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h24_kentoukai/2/6_1.pdf
西日本豪雨 (2018年・倉敷市真備町)	犠牲者51人のうち8割以上が高齢者・障害者。自宅2階への垂直避難すら困難だった例も。	日本経済新聞/岡山県資料 平成30年7月豪雨災害検証報告書(岡山県) https://www.nikkei.com/article/DGXMZ033008300U8A710C1CC1000/ https://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/297491.pdf

2. 福祉施設における被害事例

対象災害・項目	引用データ・実績内容	出典機関・公的資料・URL
台風10号 (2016年・岩手県岩泉町)	高齢者グループホームで入居者9人全員が死亡。法改正(避難計画義務化)の契機。	朝日新聞デジタル記事 岩手県岩泉町グループホーム被災報道 https://www.asahi.com/articles/ASV8Z3QK9V8ZUNHB00LM.html
2020年7月豪雨 (熊本県球磨村)	犠牲者の68%が70歳以上。特養「千寿園」1Fが水没し入所者14人が死亡。	国土交通省 九州地方整備局 防災リテラシー/令和2年7月豪雨検証資料 https://bosailiteracy.org/literacy/typhoon/senjuen-case/ https://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/site_files/file/bousai/gouukensho/200825shiryou2.pdf

議場配付補足資料：なぜ災害弱者への支援が重要なのか

3. 避難生活での「災害関連死」

対象災害・項目	引用データ・実績内容	出典機関・公的資料・URL
熊本地震 (共同通信 2024年調査)	震災関連死186人のうち発災時に障害者手帳を保持していた人は52人（28％）。	新潟日報 / 沖縄タイムス掲載記事 共同通信社による調査報道（2024年発表） https://www.niigata-nippo.co.jp/articles/-/358496 https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/1306888
能登半島地震 (2024年・石川県)	震災関連死認定449人のうち、94％（422人）が70歳以上。	石川県 危機管理部公表資料 産経新聞報道 / 令和7年12月石川県記者発表 https://www.sankei.com/article/2025-12-25-IPAZBI3DW5KKRDD2QAEBMZKRRI/ https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kisya/r7/documents/1225_kiki.pdf

在宅避難は、 「自宅にいるから安心」なのか？

— 支援から取り残されない仕組みを —

在宅避難を選んだ人にも
必要な支援が届くことが重要



在宅避難は「選択肢」でも、誰にとっても同じではない



自宅の安全が
確保されている

→ 在宅避難が可能

こんな場合はどうする？



自宅が損傷・半壊

住み続けること自体に危険がある



障がいのある家族

避難所や支援につながりにくい



断水・物資不足

水、食料、おむつなどの救援物資を
「取りに行けない」

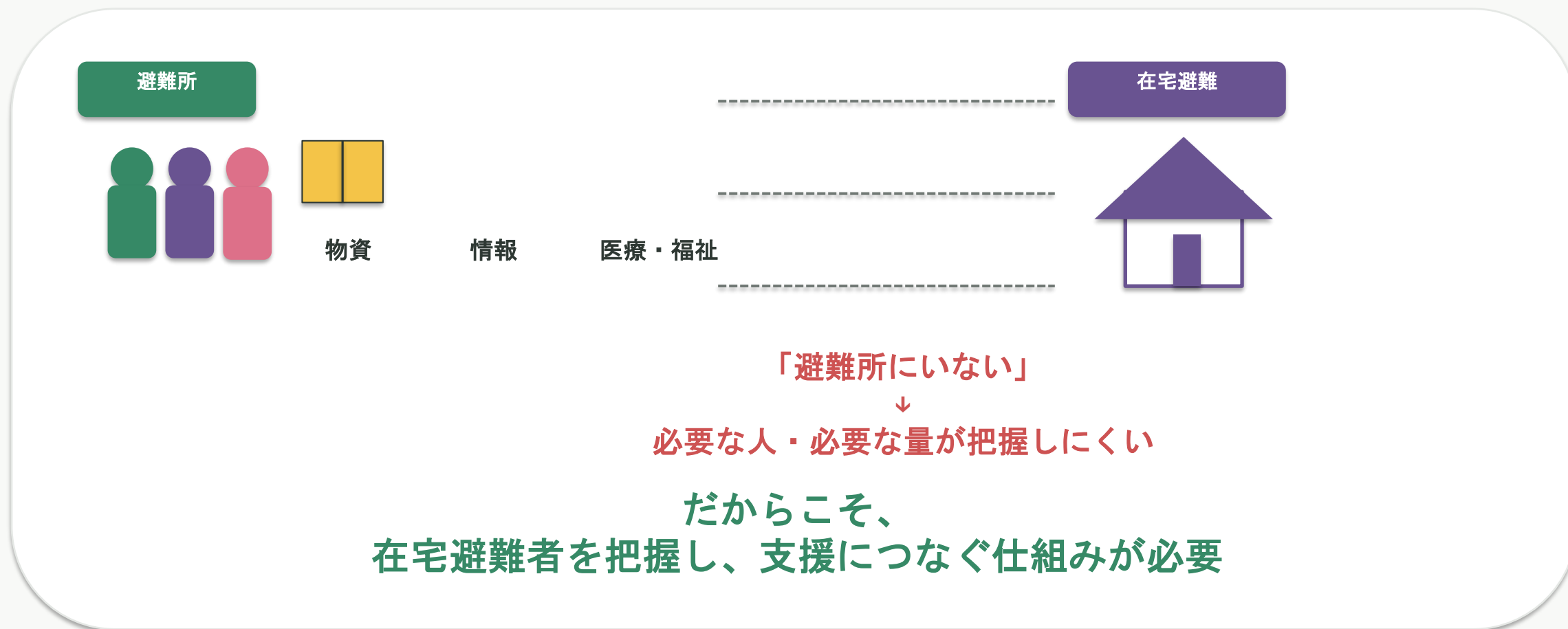


情報が届かない

避難所にいないことで情報が届かない

「在宅避難を推奨する」だけでは、解決できない課題があります。

最大のリスクは、「支援から見えなくなる」こと



内閣府「在宅避難者・車中泊避難者等の支援の手引き」でも、避難所外の避難者が同等の支援を受けられるようにする必要性が示されています。

「支援を受け取りに行けない」という現実

例えば、断水したら...



「給水車がきます」

でも、障がいのある子どもを
見てくれる人がいない。



給水車まで行けない

「支援がある」だけでは不十分

- ✓ その支援を知ることができる？
- ✓ その場所まで行ける？
- ✓ 家族を置いて取りに行ける？
- ✓ 必要な量を受け取れる？

「取りに来てください」から
「必要な人に届ける」へ

熊本で報道された事例 — 「避難所にいない人」への支援

毎日新聞 2026年8月30日報道



**避難所に届いた支援物資が、
在宅避難者には届かない——**

という対応を受けたとの事例が報じられました。

**重要なのは、個別の現場を責めることなく、
同じことが起きない仕組みを平時から作っておくこと。**

※本スライドの熊本の事例は、毎日新聞 2026年8月30日報道を参考に整理。

必要なのは、「どこにいても支援につながる」仕組み

① 把握

在宅避難者の状況を把握する

② 物資

水・食料・生活物資の供給

③ 情報

避難所にいない人にも情報を届ける

④ 福祉

障がい・高齢・医療等の個別ニーズに対応

⑤ 見守り

巡回・安否確認などで孤立を防ぐ

「在宅避難者を、見えない被災者にしない」

参考資料

● 内閣府（防災）

「在宅避難者・車中泊避難者等の支援の手引き」

避難所外で避難生活を送る人にも、避難所の避難者等と同等の支援を受けられるようにする必要性を整理。

● 報道事例

毎日新聞 2026年8月30日報道（熊本県の避難所における支援物資をめぐる事例）